船員法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十二号

船員法等の一部を改正する法律

（船員法の一部改正）

第一条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　食料並びに安全及び衛生（第八十条―第八十三条）」を「第八章　食料並びに安全及び衛生（第八十条―第八十三条）
第八章の二　登録生存講習機関等（第八十三条の二―第八十三条の十六）
第八章の三　登録消火講習機関（第八十三条の十七―第八十三条の十九）
第二節　快適な海上労働環境の形成のための措置（第八十三条の二十・第八十三条の二十一）」に、「第百三十六条」を「第百三十七条」に改める。

第五条中「第六号に」を「第七号に」に、「第百三十一条第六号」を「第百三十一条第七号」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（コンテナが海中に転落した場合における通報）

第十三条の二　国土交通省令で定める船舶の船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、当該コンテナが海中に転落したと見込まれる地点その他の国土交通省令で定める事項を、国土交通省令で定めるところにより、自己の指揮する船舶の付近にある船舶であつて国土交通省令で定める範囲内にあるもの、当該地点の最寄りの海上保安機関及び自己の指揮する船舶の旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の権限のある機関に通報しなければならない。

船舶所有者その他船舶の運航に関し権原を有する者として国土交通省令で定めるものは、異常気象その他の事由により前項に規定する船長が同項の規定による通報をすることが困難であると認めるときは、当該船長に代わつてこれをするよう努めなければならない。

第三十二条の二第一号中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同条第二号中「日本政府」の下に「、同法第六条第四項に規定する特定地方公共団体」を加える。

第五十条第一項中「は」の下に「国土交通大臣が交付する」を加え、同条第三項を次のように改める。

船員手帳には、国土交通大臣、船舶所有者その他の者が当該船員手帳を受有する船員の身分関係事項その他の事実を記載するものとする。

第五十条第四項中「船員手帳の」を「前各項に定めるもののほか、船員手帳の様式並びにその」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

前項に定めるもののほか、船長は、その指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員について雇入契約の成立等があつたことを知つたときは、遅滞なく、当該船員の船内における職務、雇入期間その他の勤務に関する事項をその船員手帳に記載しなければならない。ただし、船舶所有者が国土交通省令で定めるところにより船員に対し当該勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、この限りでない。

前各項に定めるもののほか、船員手帳の二重受有の禁止及び記載事項の訂正に係る申請義務並びに船員手帳の返還の手続に関し船員及び船長その他他人の船員手帳を保管する者の遵守すべき事項は、政令で定める。

第五十一条中「は、」の下に「船舶所有者又は」を加える。

第七十三条中「国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、」を削り、「必要な国土交通省令を発することができる」を「船舶所有者の遵守すべき事項は、政令で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、交通政策審議会の議を経なければならない。

第八十一条の次に次の四条を加える。

（特定雇入契約以外の雇入契約を締結した際の基本訓練）

第八十一条の二　船舶所有者は、船員と雇入契約（次条第一項に規定する特定雇入契約を除く。第八十一条の四において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練（船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための次に掲げる事項に関する教育訓練をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を実施しなければならない。ただし、当該船員が次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合にあつては基本訓練を実施することを要せず、当該船員が次条第二項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合にあつては第三号及び第四号に掲げる事項に係る基本訓練を実施することを要しない。

一　船舷から水面への安全な飛び降り方、救命設備の使用方法その他の海上での救命に関する事項（次条第三項第一号において「生存技術」という。）

二　火災の化学的性質、消火設備の使用方法その他の船上での消火に関する事項（次条第三項第二号において「消火技術」という。）

三　負傷者に対する船内での応急の手当に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための国土交通省令で定める事項

船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならない。

（特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習）

第八十一条の三　船舶所有者は、船員と特定雇入契約（遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶その他の国土交通省令で定める船舶において船長その他の国土交通省令で定める職務を行う旨を定めた雇入契約をいう。以下この条から第八十一条の五までにおいて同じ。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練（前条第一項第三号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。）を実施しなければならない。ただし、当該船員が同条第二項又は次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合は、この限りでない。

船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する基本訓練を修了した者に対し、当該基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならない。

船舶所有者は、船員と特定雇入契約を締結したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる教育訓練の区分に応じ、当該各号に定める実技講習を受けさせなければならない。

一　生存技術に関する教育訓練　生存技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習（以下「生存講習」という。）であつて、第八十三条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録生存講習機関」という。）（第八十三条の十四第一項の規定により国土交通大臣が生存講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣）が行うもの